



エコアクション21
認証・登録番号 0004828

エコアクション21 環境活動レポート

(取組期間:平成21年7月～平成22年3月)



平成22年4月

福島県 本宮市

目 次

本宮市環境方針	1
1. 組織の概要	2
2. 実施体制	
(1) エコアクション21を運用する組織体制	5
(2) エコアクション21推進体制における役割	6
(3) 今後の取得(拡大)予定	6
3. 環境目標と環境への負荷の状況	
(1) 本宮市役所地球温暖化防止実行計画における全体目標	7
(2) 温室効果ガス(二酸化炭素)に関する平成21年度の状況と今後の目標 ..	8
(3) 平成20年度と平成21年度の種類ごとの使用量等比較	9
4. 環境への取組状況と評価	
(1) 市の事務事業における環境に対する取り組み方針と取り組み項目 ..	11
(2) 取り組みチェックと評価	13
(3) 地域環境への取り組み状況	14
5. 教育・訓練の実施	20
6. 環境に関する苦情の受付け状況	20
7. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無	21
8. 代表者による全体の評価	24

§ エコアクション21とは

エコアクション21認証・登録制度は、広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証登録制度です。

本宮市環境方針

〈基本理念〉

本宮市は、「本宮市環境基本条例」の基本理念に基づき、全職員が一丸となって全ての行政活動において環境の保全と創造のため、率先してその役割を担っていきます。

■環境の保全と創造は、全ての市民が健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

■環境の保全と創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちの実現を目的として行われなければならない。

■地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての日常生活及び事業活動において、積極的に推進されなければならない。

「本宮市環境基本条例 第3条（基本理念）」より

〈環境方針〉

- 1 市民、事業者、行政が協働しながら、本宮市環境基本計画に基づき環境の保全と創造に関する施策と事務事業における取り組みを推進します。
- 2 地球温暖化防止対策を推進するため、市は、自らが事業者及び消費者としての立場であるとの認識のもとに、率先して省資源、省エネルギー、廃棄物の適正処理及び減量化、環境に配慮した物品の購入などに取り組みます。
- 3 これらの取り組みについては、具体的な目標と期間を定め、定期的に見直すとともに、継続的な改善活動を実施します。
- 4 全職員が参画し、環境経営のために組織運営体制を構築し、各自の役割、責任の所在を明確化し、自主的な活動を実施します。
- 5 環境関連法令等を遵守し環境の保全と創造に努めます。
- 6 環境方針及び環境経営システムに基づく活動の結果については全職員に周知するとともに、広く市民へも公表し情報の公開と交流に努めます。

平成21年6月25日 策定

本宮市長 佐藤 嘉重

1. 組織の概要

(1) 市の概要

本宮市は、福島県のほぼ中央に位置し、北は二本松市・大玉村、南と西は郡山市、東は三春町に接しています。

市の中心部には、阿武隈川が流れており、これらを囲むように平地が広がっています。

平成19年1月1日に旧本宮町と旧白沢村の2町村が合併し、現在の本宮市が誕生しました。

合併により、総面積は87.94km²、人口は約3万1千人となっています。

「水と緑と心が結びあう 未来に輝くまち もとみや」を将来像に、更なる発展を目指しています。

■本宮市の位置



市の花 ぼたん



市の木 まゆみ



市の鳥 うぐいす

(2) 地勢及び土地利用

1) 山林

市の東部には阿武隈山系の岩角山、岳山などの山並みや丘陵地及び農地が広がり、西部には安達太良山から連なる大名倉山を中心とした山並みを有しています。

総面積の33%を山林が占めており、これらの山林と農地が市の中心部を取り囲む形となっています。

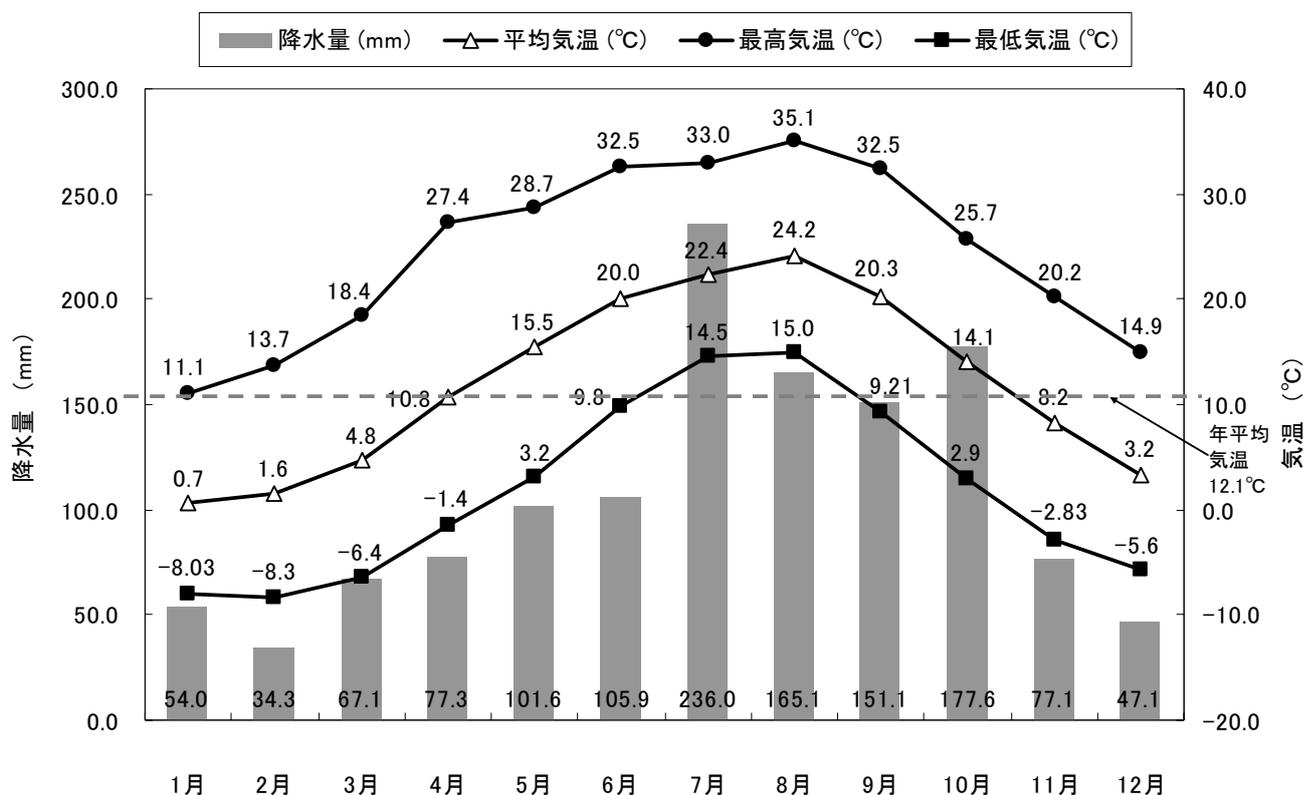
2) 河川

東北地方を代表する「阿武隈川」が市の中央部を流れ、両側に広がる平地を中心に市街地が形成されています。市内には阿武隈川の支流である五百川、安達太良川、白岩川、仲川など多くの河川が流れると共に、水路やため池が数多くあり、うるおい豊かな水辺空間に恵まれています。

(3) 気象

1) 気温及び降水量

平成14～20年までの7年間の平均気温は12.1℃、年間平均降水量は1,294mmとなっています。気候は比較的温暖で降雪量は少なく、長期積雪期間はありません。



(3) 自治体名及び代表者名

本宮市

代表者名 本宮市長 佐藤 嘉重

(4) 所在地

福島県本宮市本宮字万世2 1 2 番地

(5) 環境管理責任者名

本宮市生活福祉部長 伊藤 昌男

(6) 担当課

本宮市 生活福祉部 生活安全課 環境保全係

所在地：福島県本宮市本宮字万世2 1 2

電 話：0 2 4 3－3 3－1 1 1 1

F A X：0 2 4 3－3 4－2 7 2 4

E-mail：kankyou@city.motomiya.lg.jp

(7) 事業活動の内容

本宮市役所における行政事務

(8) 組織の規模

平成2 1 年度一般会計当初予算額 1 1, 5 5 5, 0 0 0 千円

職員数（本庁舎：特別職、嘱託職員、臨時職員を含む） 1 5 8 名

延べ床面積 3, 6 9 6. 2 4 m²

(9) 取得予定の範囲

本宮市役所 本庁舎

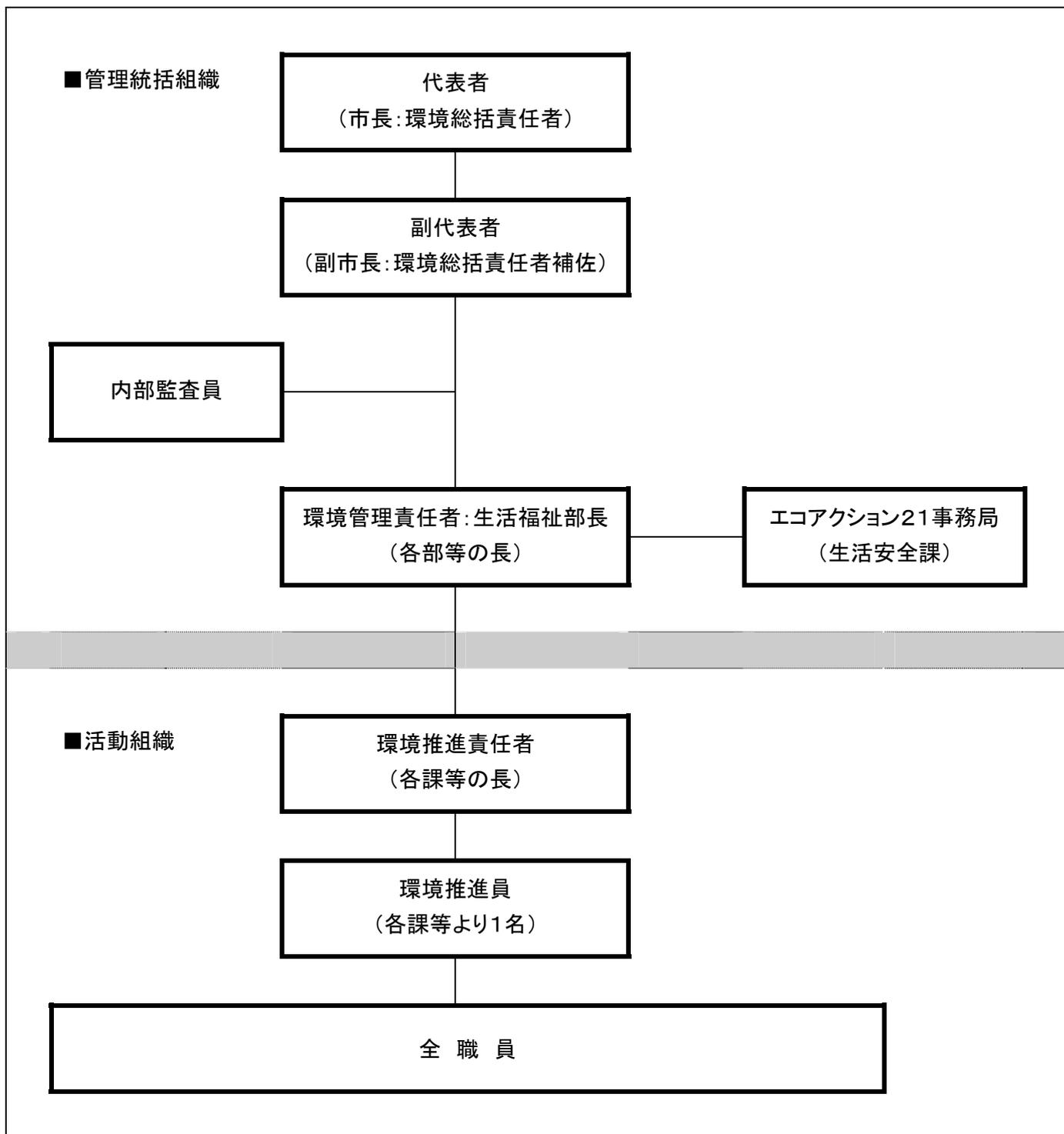


2. 実施体制

(1) エコアクション21を運用する組織体制は、以下のとおりとします。

環境総括責任者である市長が、エコアクション21においては、組織の代表者となります。副市長は環境総括責任者を補佐し、組織の副代表となります。

各部等の長は、環境管理責任者となり、環境推進責任者である各課等の長並びに環境推進員とともに適正な運用を推進します。



(2) エコアクション21推進体制における役割

◆代表者（市長）

- ・環境方針の策定
- ・エコアクション21の実施及び運用に必要な諸資源の用意
- ・システム全体の評価と見直し

◆副代表者（副市長）

- ・各部署への運用指示
- ・エコアクション21の構築、実施、管理

◆環境管理責任者（代表：生活福祉部長）

- ・所管における環境推進責任者への取り組みの指示
- ・市全体の環境目標及び環境活動計画についての審議
- ・環境活動レポートについての審議
- ・システムの活動状況についての審議

◆環境推進責任者（各課等の長）

- ・所管の職員に対し、取り組みを徹底
- ・所管事務事業における、システム運用上の取り組み事項の決定
- ・所管事務事業における、環境関連法規の整理、その他遵守状況の把握
- ・所管事務事業における、環境に関する苦情、要望、問題について適切な対応

◆環境推進者（各課等1名推薦）

- ・エコアクション21の運用における各所属のリーダー的役割
- ・所管事務事業における、環境への負荷データの把握
- ・所属における、環境への取り組み状況の把握

◆エコアクション21事務局（生活福祉部 生活安全課）

- ・エコアクション21に関する情報提供
- ・エコアクション21関連書類の原案の作成、保管
- ・全般における環境への負荷の把握
- ・全般における環境への取り組み状況の把握
- ・システム運用のための、教育、訓練の実施

(3) 今後の取得（拡大）予定

現在、本宮市役所では、「本宮市役所地球温暖化防止実行計画」に基づき、全庁で地球温暖化対策に取り組んでいます。今回、認証・登録を受けた範囲は、本宮市役所本庁舎ですが、平成23年度は総合支所さらに平成24年度以降に小・中学校、保育所、幼稚園等へと段階的に認証・登録範囲の拡大を図っていきます。

3. 環境目標と環境への負荷の状況

(1) 本宮市役所地球温暖化防止実行計画における全体目標

「本宮市役所地球温暖化防止実行計画」では、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を、平成19年度を基準とし、平成25年度までに6%以上削減することを目標としています。

■本宮市役所地球温暖化防止実行計画における、温室効果ガスの全体排出削減目標 【t-CO₂】

区 分	基準年度(H. 19)	計画目標値(H. 25)	削減率(%)
施設からの排出量	3,445	3,238	6.0
車両からの排出量	175	164	6.2
合 計	3,620	3,402	6.0

■種類ごとの使用量及び排出量

区 分	基準年度 (H. 19)		計画目標値 (H. 25)	
	使用量	【CO ₂ 排出量】 t-CO ₂	使用量	【CO ₂ 排出量】 t-CO ₂
電気(kwh)	3,700,901	2,054	3,478,847	1,930
水道(m ³)	137,509	49	129,258	46
ガス(m ³)	14,258	42	13,403	40
灯油(ℓ)	359,376	894	337,814	841
重油(ℓ)	149,300	404	140,342	380
ガソリン(ℓ)	52,060	120	48,936	113
軽油(ℓ)	21,243	55	19,968	52

(2) 温室効果ガス（二酸化炭素）に関する平成21年度の状況と今後の目標

本宮市の各施設、車両から排出される温室効果ガスの実績値は下記のとおりとなっています。

なお、平成20年度の温室効果ガスの排出量は、「本宮市役所地球温暖化防止実行計画」の目標値（平成25年度）を達成しています。

平成21年度以降の本取り組みの暫定的な目標として、平成20年度を上回らないことを目標としますが、平成21年度は、本宮市役所本庁舎において空調設備の修繕等による増加要因があったことから、従来の排出量の推移を検証し計画目標値の見直しを検討します。

■平成21年度の温室効果ガス全体排出量 【t-CO₂】

区 分	基準年度 (H. 19)	平成20年度	平成21年度	削減率(%)
施設からの排出量	3,445	3,194	3,218	6.5
車両からの排出量	175	162	156	10.8
合 計	3,620	3,356	3,374	6.7

■年度ごとの温室効果ガス排出量の目標 【t-CO₂】

区 分	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 25
施設からの排出量	3,194	3,194	3,194	3,194	3,194
車両からの排出量	162	162	162	162	162
合 計	3,356	3,356	3,356	3,356	3,356

(3) 平成20年度と平成21年度の種類ごとの使用量等比較

※今回の認証取得範囲は、本庁舎のみですが、対象範囲の拡充を予定しているため他の施設も掲載

1) 施設、種類別使用量

【上段使用量：／下段二酸化炭素排出量：t - C o 2】

区分	年度	電気 (kwh)	水道 (m ³)	ガス (m ³)	灯油 (ℓ)	重油 (ℓ)	計
本庁舎	H. 20	337,474	4,914	56.5	700	18,300	
		187.29	1.76	0.16	1.74	49.59	240.57
	H. 21	337,549	6,172	66.6	314	21,500	
		187.33	2.22	0.19	0.78	58.26	248.80
白沢 総合支所	H. 20	117,936	316	59.4	3,196		
		65.45	0.11	0.17	7.95		73.70
	H. 21	103,983	310	30.4			
		57.71	0.11	0.09			57.91
白岩出張所	H. 20	8,545	59		1,348		
		4.74	0.02		3.35		8.12
	H. 21	7,967	60		1,315		
		4.42	0.02		3.27		7.71
上下水道課 事務所	H. 20	16,269		9.8	725		
		9.02		0.02	1.80		10.86
	H. 21	15,135		13.8	797		
		8.39		0.04	1.98		10.42
福祉施設	H. 20	119,663	4,554	309.6	40,254		
		66.41	1.63	0.92	100.23		169.21
	H. 21	295,115	5,352	329.5	45,810		
		163.78	1.92	0.98	114.06		280.77
社会教育・ 体育施設	H. 20	1,290,388	35,224	1,074.3	184,006	10,000	
		716.16	12.68	3.22	458.17	27.10	1,217.34
	H. 21	1,294,343	32,024	1,203.4	150,736	13,000	
		718.36	11.52	3.61	375.33	35.23	1,144.06
保育所・ 幼稚園	H. 20	126,626	9,130	3,649.6	24,686		
		70.27	3.28	10.94	61.46		145.98
	H. 21	131,282	8,516	4,157.2	25,723		
		72.86	3.06	12.47	64.05		152.44

小・中学校	H. 20	945,689	51,601	6,296.7	83,830		
		524.85	18.57	18.89	208.73		771.06
	H. 21	936,527	49,787	6,554.2	91,039		
		519.77	17.92	19.63	226.68		784.01
その他	H. 20	392,329	18,845	2,407.1	207.7	120,000	
		217.74	6.78	7.22	0.51	325.2	557.46
	H. 21	374,683	18,789	2,457.1	389.0	114,000	
		207.94	6.76	7.37	0.96	308.94	531.99
合計	H. 20	3,354,919	124,643	13,863	338,954	148,300	
		1,861.98	44.87	41.58	843.99	401.89	3,194.32
	H. 21	3,496,584	121,010	14,802	316,123	148,500	
		1,940.60	43.56	44.40	787.14	402.43	3,218.15

※電気・水道使用量

前年と比較し若干増加傾向にありますが、従来、故障していた本庁舎の空調設備（外調機）を、平成21年度に修繕し使用したことで新たな公共施設の運営を開始したことが大きな要因であると考えられます。

2) 廃棄物排出量

【単位：kg】

年度	7月	8月	9月	10月
H. 21	2,157.4	1,937.5	1,731.9	2,448.2
	11月	12月	1月	2月
	1,340.1	1,885.5	1,120.6	1,173.5
	3月			合計
	1,515.6			15,310.3

※従来から、廃棄物は分別し排出していましたが、排出量の把握は行っていませんでした。

平成21年度より、より一層の分別の徹底と排出時の計量を行い、総排出量の抑制を図っています。削減目標については、次年度以降に設定します。

3) 用紙類（紙）使用量

【単位：枚】

区分	A3	A4	B4	B5	合計
H. 20	92,500	1,773,000	23,500	34,500	1,923,500
H. 21	81,500	2,128,500	10,500	17,000	2,237,500
差引	△11,000	355,500	△13,000	△17,500	314,000

※用紙類の使用量は、把握していませんでした。平成20年度分より全体量を把握するとともに、次年度以降、削減目標を設定します。

4. 環境への取組状況と評価

(1) 市の事務事業における環境に対する取り組み方針と取り組み項目

本宮市では、「本宮市役所地球温暖化防止実行計画」において、温室効果ガスの削減に向けた様々な取り組みを実践しています。以下は、全ての職員が日常的に配慮すべき基本的な取り組み項目としています。

■一般事務における取り組み項目

具体的取組項目		
1. エネルギー 使用量の 削減	(1) 照明の使用	①始業前や昼休み及び残業時間等の不用な照明を消します。 ②各職場の最終退庁者は、消灯を確認します。 ③利用場所の明るさに応じ、蛍光灯の本数を間引きします。 ④使用していない会議室、湯沸し室、トイレ等は消灯します。 ⑤晴天時など、窓際の照度が十分得られる場合は窓際の照明を消します。
	(2) 電気機器等の使用	①昼休みや外出時等は、使用していないパソコンやOA機器等の電源を切ります。 ②使用していないテレビやビデオ等は、主電源を切ります。 ③各職場の最終退庁者は、OA機器等の電源が切っていることを確認します。
	(3) 冷暖房・空調機器の管理	①事務室内の温度や冷暖房時間は、施設の機能や使用実態等に応じ、適正化を図ります。(夏は28℃、冬は20℃を適正温度とします。) ②カーテンやブラインド等を適切に使用し、冷暖房負荷の軽減を図ります。 ③冷房時の軽装、暖房時の重ね着等、服装の工夫により室内の適正温度を維持します。
	(4) エレベーターの使用	①出来るだけエレベーターは使用せず、階段を利用します。
	(5) 給湯器等の使用、運転管理	①給湯器等は、温度を適正にするなど適切な運転を行います。 ②退庁時や使用していない時間帯は、給湯器等の種火は消します。
	(6) 業務の効率化、労働時間の短縮	①事務効率の向上に努め、残業時間の削減を図るとともに、定時退庁の促進を図ります。

2. 資源の有効利用	(1) 水の有効利用	①手洗いやうがい等衛生面や快適な生活に必要な水は使いながら、日常的な節水を徹底します。 ②トイレ使用時の過剰な水の使用を控えます。
	(2) 用紙類の使用量の削減	①会議等で使用する資料の簡素化や、作成部数の適正化に努めます。 ②庁内LANや電子メールを活用し、ペーパーレス化を図ります。 ③印刷、コピーの両面刷りを徹底します。 ④文書及び資料の共有化を図ります。 ⑤各種印刷物は、作成部数を見直し必要最低限とします。 ⑥使用済封筒は、所属間の連絡用として再利用を図ります。
	(3) 廃棄物の減量化、リサイクルの推進	①職員一人ひとりが、ごみの発生抑制と分別リサイクルに取り組みます。 ②物品等は、計画的に購入し、適正な在庫管理を行います。 ③備品等の修繕利用に努め、使用期間の長期化を図ります。 ④事務用品、機器等を購入する場合は、その必要性を考慮し適切な量を購入します。
	(4) グリーン購入の推進	①調達総量を出来るだけ抑制し、物品等の合理的な使用に努めます。 ②環境に配慮した物品調達（グリーン購入）を推進します。 ③使い捨て商品の購入を、極力避けます。
3. 公用車の適正利用	(1) 公用車利用の合理化、走行量の抑制	①公用車の走行ルート合理化、運行状況の把握、相乗り等公用車の効率的な利用を促進します。 ②自転車の利用を図ります。
	(2) クリーンエネルギー自動車の導入	①公用車にハイブリッド自動車等のクリーンエネルギー自動車を導入します。
	(3) エコドライブの徹底	①駐停車時のアイドリングストップを徹底します。 ②経済走行に努め、急発進、急加速、空ぶかし等をしていないよう徹底します。 ③タイヤの空気圧点検を定期的に行います。 ④不用な荷物は、積まないようにします。

■公共事業における取り組み項目

取組項目	
1. 環境負荷低減の推進	①環境にやさしい工事資材を積極的に利用する。 ②環境負荷低減型の建設機械を使用する。 ③自然環境と調和した施設の整備を図る。
2. 省エネルギーの推進	①施設を建設する際は、自然光を活用できるような設計を行う。 ②低消費電力、センサー式の照明機器の導入に努める。 ③深夜電力を利用した機器の導入を検討する。 ④屋上やベランダ等の緑化を推進する。 ⑤ボイラー等を更新する際は、省エネルギー型を導入する。 ⑥効率的な作業方法を検討し、工事に伴うエネルギー消費を最低限に抑える。
3. 新エネルギーの導入推進	①太陽光などのクリーンエネルギーの採用を優先的に検討する。
4. 耐久性を向上した構造物への転換推進	①長寿命化コンクリート・舗装を採用する。
5. 資源の有効利活用推進	①再生資材の利用を積極的に行う。
6. 水の有効利用促進	①雨水の有効利用を、検討する。 ②節水こま、自動水栓等の節水機器の導入を図る。

(2) 取り組みチェックと評価

各課等の環境推進員が作成した「環境への取組チェックリスト」に基づき、平成21年7月から平成22年3月までの取り組み状況の確認と評価を行いました。

省エネルギー、省資源（用紙類の使用量削減）、節水、水の効率的利用、廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等については、良好な取り組みが励行されました。

(3) 地域環境への取り組み状況（環境基本計画による取り組み）

本宮市では、行政活動に伴う環境負荷の低減のみならず、市全体の環境の保全及び創造に向けた取り組みを「本宮市環境基本計画」に基づき、推進しています。

環境基本計画では、「人と自然が共生し、豊かな環境を未来に伝えるまち もとみや」を環境像（将来像）に、市民、事業者、行政の各主体が、連携、協働しながら良好な環境を将来の世代へ継承していくこととしています。

◆環境基本計画の体系◆



◆環境基本計画における各取り組みの目標等◆

項目	取り組み目標	指標
地球温暖化対策への取り組み	エネルギーの合理的、効率的利用が図られ省エネルギー型のライフスタイルが実践されている。	1人 1日 1kg のCO ₂ 削減
オゾン層保護対策への取り組み	フロン類の適正回収、処理が実践されている。	
水環境保全への取り組み	各河川の水質が環境基準以内に保たれている。	
騒音、振動、悪臭防止対策への取り組み	環境基準が保たれ、騒音、振動、悪臭による不快感がなく快適に過ごしている。	
大気環境保全への取り組み	環境基準が保たれ、清浄な大気の中で、健康、快適に暮らしている。	
美化活動・不法投棄対策への取り組み	美化意識が高まり、ポイ捨て、不法投棄等がない快適な空間が確保されている。	一斉美化活動等 参加率 75%
有害化学物質対策への取り組み	有害化学物質による環境汚染が、未然に防止されている。	
みどりあふれるまちづくりへの取り組み	森林や都市部での緑地等が、適正に管理されている。	
生物生息空間の保全と創造への取り組み	緑地や水辺の確保など身近な動植物等とふれあえる環境が、確保されている。	
うつくしい水辺の保全と創造への取り組み	魚や様々な生き物が住める河川等の水辺で、散策等が楽しめる。	
一般廃棄物の減量化、資源化への取り組み	日常生活の中で、ごみの減量化、資源化が実践されている。	減量化率 10% 資源化率 30%
産業廃棄物の適正な処理による環境負荷低減への取り組み	適正処理が確保され、減量化、資源化の進展により処分量が極力抑制されている。	
環境教育、環境学習への取り組み	環境教育の充実が図られるとともに、環境学習が全市的規模で展開されている。	環境教育に取り組んでいる市内の学校数 10校 環境教育、学習への市民の参加者率 10%
環境保全活動への取り組み	より多くの市民、事業者が、環境への関心を持ち、様々な環境保全活動が行われている。	一斉美化活動等 参加率 75%

◆環境基本計画における連携事業等◆

環境基本計画 施策項目	取り組み項目	各課事務事業	主管課
地球環境保全対策の推進	地球温暖化対策事業	地球温暖化対策事業	生活安全課
		環境審議会運営事業	生活安全課
		小学校振興教材整備事業(教材等の購入)	幼保学校課
		小学校校内行事事業(施設等見学)	幼保学校課
		中学校振興教材整備事業(教材等の購入)	幼保学校課
		小学校読書活動推進事業(図書の購入)	幼保学校課
		中学校読書活動推進事業(図書の購入)	幼保学校課
		開発指導事務(開発区域内の緑化指導)	政策推進課
		多目的交通運営事業	商工労政課
	オゾン層保護対策事業	地球温暖化対策事業	生活安全課
		環境審議会運営事業	生活安全課
		小学校読書活動推進事業(図書の購入)	幼保学校課
		中学校読書活動推進事業(図書の購入)	幼保学校課
生活環境対策の推進	水環境保全対策事業	生活環境対策事業	生活安全課
		環境審議会運営事業	生活安全課
		水洗化普及事業	上下水道課
		公共下水道事業運営審議会運営事業	上下水道課
		下水道汚水処理施設整備事業	上下水道課
		下水道汚水処理施設維持管理事業	上下水道課
		農業集落排水事業運営審議会運営事業	上下水道課
		農業集落排水処理施設整備事業	上下水道課
		農業集落排水処理施設維持管理事業	上下水道課
		浄化槽設置支援事業	上下水道課
		浄化槽維持管理支援事業	上下水道課
		下水処理施設見学説明	上下水道課
		浄水場見学説明	上下水道課
		定期的な水質検査実施(水源・ゴルフ場)	上下水道課
		小学校振興教材整備事業(教材等の購入)	幼保学校課
		小学校校内行事事業(川辺の水質調査等)	幼保学校課
		中学校振興教材整備事業(教材等の購入)	幼保学校課
		小学校読書活動推進事業(図書の購入)	幼保学校課
		中学校読書活動推進事業(図書の購入)	幼保学校課
		開発指導事務(雨水等の適正処理に関する指導)	政策推進課
	国土利用計画策定事業 (河川等における土地利用のあり方、配慮事項明記)	政策推進課	
	騒音・振動・悪臭防止対策事業	生活環境対策事業	生活安全課
		環境審議会運営事業	生活安全課
		浄化槽設置支援事業	上下水道課

		浄化槽維持管理支援事業	上下水道課
		畜産施設管理事業	農政課
大気環境保全 対策事業		生活環境対策事業	生活安全課
		環境審議会運営事業	生活安全課
		小学校振興教材整備事業(教材等の購入)	幼保学校課
		小学校校内行事事業(施設等見学)	幼保学校課
		中学校振興教材整備事業(教材等の購入)	幼保学校課
		小学校読書活動推進事業(図書の購入)	幼保学校課
		中学校読書活動推進事業(図書の購入)	幼保学校課
		多目的交通運営事業	商工労政課
		乗合バス運行事業	商工労政課
		美化活動・不法投 棄対策事業	
環境審議会運営事業	生活安全課		
小学校振興教材整備事業	幼保学校課		
小学校校内行事事業(施設等見学)	幼保学校課		
中学校振興教材整備事業(教材等の購入)	幼保学校課		
小学校読書活動推進事業(図書の購入)	幼保学校課		
中学校読書活動推進事業(図書の購入)	幼保学校課		
河川浄化作業(県管理河川の草刈作業)	建設課		
河川・道路美化作業(ゴミ拾い・草刈等)	建設課		
道路ふれあい月間(8月・道路の清掃活動)	建設課		
沿道緑化推進事業(県道に花の苗を植栽する)	建設課		
ホームページ管理事業(不法投棄等について掲載)	秘書広報課		
広報もとみや発行事業(美化運動実施等掲載)	秘書広報課		
有害化学物質対 策事業		生活環境対策事業	生活安全課
		環境審議会運営事業	生活安全課
		定期的な水質検査実施(水源・ゴルフ場)	上下水道課
		計画的な石綿管の撤去	上下水道課
		中学校振興教材整備事業(教材等の購入)	幼保学校課
		中学校読書活動推進事業(図書の購入)	幼保学校課
人と自然が共生できる環境 の創造	みどりあふれる ま ちづくり事業	環境保全対策事業	生活安全課
		環境審議会運営事業	生活安全課
		開発指導事務(開発区域内の緑化指導)	政策推進課
		国土利用計画策定事業 (森林等における土地利用のあり方、配慮事項明記)	政策推進課
		森林保全事業	農政課
		緑の少年団育成事業	農政課
		緑化推進事業	農政課
		生垣設置助成事業	建設課
		遊休農地対策事業	農政課

		農地・水・環境保全向上活動支援事業	農政課
		農業地域ふれあい施設管理事業	農政課
生物生息空間の 保全と創造事業		環境保全対策事業	生活安全課
		環境審議会運営事業	生活安全課
		定期的な水質検査実施(水源・ゴルフ場)	上下水道課
		森林保全事業	農政課
		緑の少年団育成事業	農政課
		遊休農地対策事業	農政課
		農地・水・環境保全向上活動支援事業	農政課
		小学校振興教材整備事業(教材等の購入)	幼保学校課
		小学校校内行事事業(自然環境での生き物調査)	幼保学校課
		中学校振興教材整備事業(教材等の購入)	幼保学校課
		小学校読書活動推進事業(図書の購入)	幼保学校課
		中学校読書活動推進事業(図書の購入)	幼保学校課
	うつくしい水辺の 保全と創造事業		環境保全対策事業
		環境審議会運営事業	生活安全課
		定期的な水質検査実施(水源・ゴルフ場)	上下水道課
		用悪水路維持事業(水路の維持補修)	建設課
		用悪水路改良事業(水路未整備箇所の整備)	建設課
		河川維持管理事業(矢沢川)	建設課
		河川改修事業(矢沢川)	建設課
		阿武隈川築堤促進事業	建設課
		阿武隈川左岸築堤促進事業	建設課
		小学校振興教材整備事業(教材等の購入)	幼保学校課
		小学校校内行事事業(水辺の生き物等調査)	幼保学校課
		中学校振興教材整備事業(教材等の購入)	幼保学校課
		小学校読書活動推進事業(図書の購入)	幼保学校課
		中学校読書活動推進事業(図書の購入)	幼保学校課
		開発指導事務(雨水等の適正処理に関する指導)	政策推進課
		国土利用計画策定事業 (河川等における土地利用のあり方、配慮事項明記)	政策推進課
循環型社会の形成		一般廃棄物減量 化、資源化対策事 業	循環型社会形成事業
	安達地方広域行政組合清掃費負担事業		生活安全課
	環境審議会運営事業		生活安全課
	小学校振興教材整備事業(教材等の購入)		幼保学校課
	小学校校内行事事業(施設等見学)		幼保学校課
	中学校振興教材整備事業(教材等の購入)		幼保学校課
	小学校読書活動推進事業(図書の購入)		幼保学校課
	中学校読書活動推進事業(図書の購入)		幼保学校課
	ホームページ管理事業(資源回収団体助成等掲載)		秘書広報課

	産業廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減対策事業	循環型社会形成事業	生活安全課
		環境審議会運営事業	生活安全課
		工事における産業廃棄物の適正処理(マニフェスト)	建設課
		再生材料の利用促進(再生骨材・再生 As 合材)	建設課
		開発指導事務(産業廃棄物の適正処理に関する指導)	政策推進課
		堆肥助成交付事業	農政課
環境保全意識の向上、自主活動の促進	環境教育、環境学習事業	環境美化推進員活動事業	生活安全課
		地球温暖化対策事業	生活安全課
		環境審議会運営事業	生活安全課
		まちづくり出前講座事業(環境関係の講座を開催)	秘書広報課
		広報もとみや発行事業(環境問題等を掲載する)	秘書広報課
		小学校振興教材整備事業(教材等の購入)	幼保学校課
		小学校校内行事業(施設等見学)	幼保学校課
		中学校振興教材整備事業(教材等の購入)	幼保学校課
		小学校読書活動推進事業(図書の購入)	幼保学校課
		中学校読書活動推進事業(図書の購入)	幼保学校課
		下水処理施設見学説明	上下水道課
		緑の少年団育成事業	農政課
		家庭教育事業	生涯学習センター
		生涯学習教室・講座委託事業	生涯学習センター
	成人教育事業	生涯学習センター	
	女性教育事業	生涯学習センター	
	高齢者教育事業	生涯学習センター	
	読書活動推進事業	生涯学習センター	
	環境保全活動事業	環境美化推進員活動事業	生活安全課
		環境保全対策事業	生活安全課
		環境審議会運営事業	生活安全課
		環境保全関係団体負担金	生活安全課
		農地・水・環境保全向上活動支援事業	農政課
		地域づくり支援事業	秘書広報課
		行政区支援事業	秘書広報課
		区長会連絡協議会支援事業	秘書広報課
		小学校振興教材整備事業(教材等の購入)	幼保学校課
小学校校内行事業(施設等見学)		幼保学校課	
中学校振興教材整備事業(教材等の購入)		幼保学校課	
小学校読書活動推進事業(図書の購入)		幼保学校課	
中学校読書活動推進事業(図書の購入)		幼保学校課	

5. 教育・訓練の実施

エコアクション21の導入にあたり、全職員の正しい理解と協力が不可欠なことから全職員を対象に説明、講習会等を実施しました。

開催日	名称	対象
平成21年6月9日	課長会議	各課長等
平成21年6月25日	庁内説明・講習会	全職員
平成21年6月26日	庁内説明・講習会	
平成21年6月30日	庁内説明・講習会	
平成21年7月16日	庁議	3役、各部長等
平成21年11月9日	避難訓練	全職員

6. 環境に関する苦情の受付状況

区分	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	その他	計
H. 21	0	3	0	0	0	0	0	0	3
H. 20	0	0	0	1	0	0	0	0	1
H. 19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H. 18	0	0	0	0	0	0	0	0	0

過去4年間、市の事務事業に関する苦情の受け付けはありませんでした。市内における公害等の苦情に関しては、上記のとおりとなっています。

近年は、軽微な苦情は若干ありますが、大きく顕在化したものはありません。

7. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

本宮市の事業活動において、法令違反や事故、異常事態の発生は報告されていません。また、環境関連法規等の違反及び訴訟もありませんでした。

■環境関連法規等の遵守状況

種別	関係法規等名	関係分野	関係課	遵守状況
循環関係	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の減量に関する施策 ・一般廃棄物処理計画の策定 ・事業活動に伴う一般廃棄物の適正処理 	全庁 生活安全課	○
	浄化槽法	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽によるし尿処理 ・保守点検 ・定期点検 	上下水道課	○
	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境物品等への需要の転換 ・環境物品等の選択 ・環境物品等の調達の推進 ・環境物品等の調達の推進に当たっての配慮 	全庁 財政課	○
	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定家庭用機器の長期間使用及び特定家庭用機器廃棄物の排出抑制 ・特定家庭用機器廃棄物の適正処理 ・特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等の促進 	全庁	○
	使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の長期間使用及び使用済自動車の抑制 ・再資源化等に配慮した自動車の選択 ・使用済自動車の再資源化等の促進 ・使用済自動車の引渡義務 	施設管理課	○
公害対策関係	大気汚染防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う有害大気汚染物質の大気中への排出又は飛散の状況の把握及び排出又は飛散抑制 ・大気汚染の調査 ・市民への情報提供等 	全庁 生活安全課	○
	騒音規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・規制基準の遵守義務 	建設課	○
	振動規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・規制基準の遵守義務 	建設課	○
	水質汚濁防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設の事故の措置 ・貯油施設等の事故の措置 ・生活排水処理施設の整備 	施設管理課	○

	悪臭防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭が生ずる物の焼却の禁止 ・地域における悪臭の防止 	生活安全課	○
化学物質・危険物関係	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定化学物質等の自主的な管理の改善促進 ・指定化学物質等に関する国民の理解及び人材の育成 	生活安全課	○
	ダイオキシン類対策特別措置法(ダイオキシン対策法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類による環境の汚染の防止 	生活安全課	○
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理 	施設管理課	○
温暖化防止・省エネルギー	地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策法)	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進及び市民への働きかけ ・市役所における地球温暖化対策実行計画の策定 	生活安全課	○
	エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用の合理化 	全庁	○
その他	消防法	<ul style="list-style-type: none"> ・人的及び技術的援助についての配慮 ・火災の通報及び協力 ・消防隊の配置 ・製造所、貯蔵所又は取扱所についての定期点検 	全庁 施設管理課	○
	下水道法	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の管理 ・流域下水道の管理 ・都市下水路の管理 	上下水道課	○
公共事業関連	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事の分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進 ・地域における分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進 ・特定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設の適正な配置及び当該施設の整備の促進 	建設課	○
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う産業廃棄物の適正処理 	建設課	○
	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境物品等への需要の転換 ・環境物品等の選択 ・環境物品等の調達の推進 ・環境物品等の調達の推進に当たっての配慮 	全庁 財政課	○

環境保全・ 創造関連	地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策法)	・排出抑制等指針の公表	生活安全課	○
	国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)	・環境物品等への需要の転換 ・環境物品等への予算及び方針作成 ・環境物品等の調達の目標設定 ・環境物品等の調達	財政課	○
	環境情報の提供等の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)	・環境に配慮した事業活動の推進 ・所掌事務に係る環境配慮等の公表	生活安全課	○
	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)	・温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進	財政課	○
	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(環境活動・環境教育推進法)	・環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等の作成及び公表 ・学校教育及び社会教育における環境教育の推進	幼保学校課	○
福島県条例	福島県循環型社会形成に関する条例	・事業活動に当たっての環境への配慮、廃棄物等の抑制及び適正処理並びに循環的利用 ・循環型社会の形成	全庁	○
	福島県生活環境の保全等に関する条例	・工場等騒音規制基準の遵守義務 ・低公害車の使用 ・屋外燃焼行為の禁止 ・合併処理浄化槽の設置 ・近隣の静穏保持	全庁 建設課 生活安全課 上下水道課	○
本宮市条例	本宮市公害対策条例	・事業活動に伴って生ずる、ばい煙、汚水、廃棄物等の処理等、公害の防止。 ・良好な生活環境の保全	生活安全課	○
	本宮市美しいまちづくり推進条例	・ごみの散乱防止 ・環境整備に必要な措置 ・草花、樹木等の植栽 ・公共の場所等のごみ捨て禁止	生活安全課	○
	本宮市緑化推進条例	・事業活動に当たっての環境の緑化 ・本宮市緑化計画の策定 ・公共施設の緑化	建設課	○

	本宮市下水道条例	・排水設備の設置	上下水道課	○
--	----------	----------	-------	---

8. 代表者による全体の評価

本宮市では、平成20年度より「本宮市環境基本条例」並びに「本宮市環境基本計画」に基づき、市域における環境施策と市で実施する事務事業における環境への配慮に取り組んで参りました。

平成21年度は、エコアクション21の認証登録に向けた取り組みを全職員で実践し、平成22年3月に市役所本庁舎において認証・登録を行うことが出来ました。

平成20年度と比べ本庁舎を含めた二酸化炭素排出量は、若干増加していますが、白沢総合支所並びに本宮市民元気いきいき応援プラザ（えぼか）がオープンしたことなどが要因と考えております。

本市では、従来から省エネ、省資源に取り組んでおりますが、今後の公共施設の改修時や市の事務事業において、一層の環境負荷の低減に向けた取り組みを実践して参りたいと考えております。

平成22年4月30日

本宮市長 佐藤 嘉重